

議案甲第3号

損害賠償に係る和解について

伊万里市は、東京地方裁判所令和2年(ワ)第16328号損害賠償請求事件について、下記のとおり和解するものとする。

令和4年2月4日提出

伊万里市長 深 浦 弘 信

記

1 和解の相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社 代表取締役社長 鎌 上 信 也
- (2) 福岡県福岡市南区井尻四丁目28番18号
株式会社キューオキ 代表取締役社長 廣 島 将 登

2 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、和解金として、連帯して4,717万746円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、連帯して前号の金員を、令和4年3月31日までに、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 本市は、その余の請求を放棄する。
- (4) 本市及び相手方は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由 損害賠償に係る和解については、地方自治法第96条第1項第12号の

規定により議会の議決を要するので、この案を提出する。

事 件 の 概 要

本市と沖電気工業株式会社の特約店である九州沖通信機株式会社西九州支店（現：株式会社キューオキ西九州支店。本店は、株式会社キューオキ）が、平成25年5月2日の指名競争入札後、平成25年5月14日に締結した平成25年度伊万里・有田消防救急デジタル無線装置及び消防緊急通信指令システム購入契約（以下「本件契約」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）の規定に違反があったとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から消防救急デジタル無線装置の製造販売業者である沖電気工業株式会社に対し、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

排除措置命令書によると、本件契約に係る落札額は、メーカーとその代理店等により決定されるなど、メーカー及び代理店等による独禁法第2条第6項に規定する不当な取引制限が行われたと認定されている。

以上のことから、本件契約に関する不当な取引制限により本市が被った損害について、独禁法第25条第1項及び民法（明治29年法律第89号）第719条の規定に基づき6,981万6,600円を賠償するよう東京地方裁判所に相手方を提訴していたが、同裁判所から和解勧告があり、相手方が本市に対し和解金として4,717万746円を支払うなどの和解案が、同裁判所から提示されたものである。